

野田市告示第 2 1 1 号

野田市道路線供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、野田市役所土木部管理課において一般の縦覧に供する。

縦覧期間 令和 7 年 9 月 1 9 日から 令和 7 年 1 0 月 3 日まで

(但し、野田市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に規定する日を除く)

令和 7 年 9 月 1 9 日

野田市長 鈴 木 有

整理 番号	路線番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備 考
1	3 1 3 4 2	中 央 3 1 3 4 2 号 線	中野台字堀尻 1 2 1 0 番 1 地先	
			清水字下原付 2 6 9 番 8 7 地先	
2	5 2 0 7 1	南 部 5 2 0 7 1 号 線	山崎字西新田 2 2 3 0 番 2 3 地先	
			山崎字梅台 9 5 2 番 4 2 地先	
3	5 2 2 4 0	南 部 5 2 2 4 0 号 線	山崎字梅台 9 6 2 番 1 地先	
			山崎字梅台 9 6 3 番 2 地先	